

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施計画

※本計画の内容は第3回計画時点のものです
 ※本計画の内容は変更となる場合があります

(千円)						
No	交付対象事業の名称	総事業費		事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
			うち 臨時交付金 申請額			
合計		86,602	79,362		R4.4	R5.3
1	標津町国民健康保険特別会計(病院事業)への繰出 (医療協力金)	12,823	12,823	①標津町国民健康保険特別会計(病院事業)に繰出し、医療崩壊の回避、院内感染発生防止対策及び新型コロナウイルスの町内流行への備えと経営基盤そのものの強化を図るため、当面の期間において一定の経営規模の縮小について協力体制を数多くの、経営規模縮小や経営基盤強化にスピード感をもって取組み、事業継続等に要する協力給付金を影響見込額且つ予算の範囲内で支給する。 ②③全体事業費 12,823千円 交付金を充当する経費・算定根拠 (1)入院病床の使用制限影響額 34,110千円 ・35床ある病床使用を概ね60%(21.0床)に制限する。 ・H30実績(1日25.7床)を平時基準として影響額を算定。 R4入院医業見込み / H30入院医業 = 約81.71% (21.0床×365日) / (25.7床×365日) ・影響見込額… 186,494千円 × 18.29% =34,110千円 (2)外来患者数の受診制限努力分影響額 33,075千円 ・発熱患者の受診制限、薬剤の長期投与、電話再診により来院受診等接触機会を平時の80%程度に低減。 ・H30実績 243日×101.1人×8,431円 ≒207,218千円 ・R4見込み 243日×85.0人×8,431円 ≒174,143千円 (85.0人 → 1日の外来見込数) ・影響見込額… 207,218千円-174,143千円 =33,075千円 ●影響額合計 67,185千円 ④ 標津町国民健康保険標津病院	R4.4	R5.3
2	標津町国民健康保険特別会計(病院事業)への繰出 (医療体制整備)	16,203	16,203	①標津町国民健康保険特別会計(病院事業)へ繰出し、安定的な医療提供体制のための医療機器や人と人との接触機会の低減を図るデジタル環境の整備により、新型コロナウイルス感染防止対策を講じる。 ②③全体事業費 16,203,000円 ・人工呼吸器 ×1台 = 3,883,000円 ・自動精算機・会計表示・番号発券機システム一式 = 12,320,000円 ④標津町国民健康保険標津病院	R4.8	R4.12
3	標津町高齢者世帯等給付金支給事業	7,200	5,400	①コロナ禍における原油・物価高騰による経済負担の軽減を図るため、生活困窮者や低所得者に対して給付金を支給し、生活の安定を図る。 ②③全体事業費7,200,000円 ・給付対象 300世帯×24,000円 ※R4市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金1,800千円充当 ④非課税の高齢者世帯及び障がい者世帯	R4.9	R5.3
4	デジタル化推進・行政事務等電子化事業	1,350	1,350	①コロナ禍における急速なデジタル化推進に伴う会議のオンライン化等に対応するため必要な環境、機器を整備する。 ②③全体事業費 1,350,000円 ・ワークブース 525,000円×2セット ・ノートパソコン、ヘッドセット 150,000円×2セット ④庁舎、公共施設	R4.7	R4.9
5	救急出動時の感染症感染防止対策事業	557	557	①救急出動時における感染症拡大防止のために必要な装備品等を整備し、新型コロナウイルスの感染リスクを抑制するもの。 ②③全体事業費 556,480円 ・携帯用電動吸引機 325,820円×1 =325,820円 ・感染防止衣上下 2,277円×60 =136,620円 ・サージカルマスク 2,000円×16 =32,000円 ・N95マスク 3,240円×5 =16,200円 ・ニトリルグローブ 2,460円×8 =19,680円 ・消毒用エタノール 2,156円×10 =21,560円 ・シュウカパー 920円×5 =4,600円 ④消防署	R4.9	R5.3
6	学校保健特別対策事業費補助金	3,640	1,800	(学校等における感染症対策等支援事業) ①コロナ禍において児童生徒の安心安全な学習環境を確保、教育活動を着実に継続することを目的に、学校の感染症対策、児童生徒の学びを保証する体制の整備をするもの。№7学校保健特別対策事業費補助金(地単事業分)に係る国庫補助金 ②③全体事業費 3,640,000円 ・校舎網戸取り付け一式 3,090,000円 ・760,000円×3校 ≒2,280,000円 ・810,000円×1校 =810,000円 ・校舎玄関設置用サーモカメラ 50,000円×11台 =550,000円 ※その他40千円は№7学校保健特別対策事業費補助金(地単事業分)で対応 ④町内小中学校4校	R4.6	R5.1
7	学校保健特別対策事業費補助金(地単事業分)	3,640	40	①コロナにおいて児童生徒の安心安全な学習環境を確保、教育活動を着実に継続することを目的に、学校の感染症対策、児童生徒の学びを保証する体制の整備をするもの。№6学校保健特別対策事業費補助金に係る地方単独事業分。 ②③全体事業費 3,640,000円 ・校舎網戸取り付け一式 3,090,000円 ・760,000円×3校 ≒2,280,000円 ・810,000円×1校 =810,000円 ・校舎玄関設置用サーモカメラ 50,000円×11台 =550,000円 ※その他3,600千円は№6学校保健特別対策事業費補助金で対応 ④町内小中学校4校	R4.6	R5.1
8	町内中学校トイレ手洗場自動水栓化事業	3,359	3,359	①コロナにおいて児童生徒の安心安全な学習環境を確保、教育活動を着実に継続することを目的に、学校の感染症対策、児童生徒の学びを保証する体制の整備をするもの。 生徒トイレの手洗い場を自動水栓化に改修する。 ②③全体事業費 3,359,000円 ・中学校2校生徒トイレ、手洗い場自動水栓化一式 3,359,000円 標津中学校 1,352,000円 川北中学校 2,007,000円 ④町内中学校2校	R4.9	R5.3
9	新型コロナウイルス感染症PCR等検査費用助成事業	2,580	2,580	①新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者等となった町内小中学校生徒、関係職員等に対し、検査費用を助成することで、感染拡大防止及び安定的な施設運営を図るもの。 ②③全体事業費 2,579,700円 ・抗原定性検査 4,200円×376人=1,579,200円 ・PCR検査 11,500円×87人=1,000,500円 ④濃厚接触者等となった小中学生、関係職員等	R4.4	R5.3

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施計画

※本計画の内容は第3回計画時点のものです
※本計画の内容は変更となる場合があります

(千円)

No	交付対象事業の名称	総事業費	うち 臨時交付金 申請額	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
合計		86,602	79,362		R4.4	R5.3
10	こども園コロナウイルス感染症対策整備事業	2,905	2,905	①手洗い場が手動冷水のタイプしかなく、幼児には手洗い等が厳しい環境にある町内こども園について、新型コロナウイルス感染症対策を推進するため衛生資材を整備するもの。 ②③全体事業費 2,905,000円 ・手洗い場石油給湯器、サーモ付自動水栓改修一式 ④町内こども園	R4.9	R5.3
11	令和4年度標津町プレミアム付商品券発行事業	12,535	12,535	①コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受ける住民の生活を支援するため、町内消費による経済循環を合わせて勘案し、商工会が実施するプレミアム商品券発行事業にに対し助成する。 ②プレミアム率のうち町が負担する20%分10,000,000円 ③全体事業費 12,535,000円 ・プレミアム率のうち町が負担する20%分 =10,000,000円 ・商品券、チラシ印刷等の事務費一式 =2,535,000円 ※発行内容 500円×130,000枚(10,000口) =65,000,000円 ※発行額のうちプレミアム分 15,000,000円 (プレミアム30%～ 10%道5,000,000円、20%町10,000,000円) ④標津町商工会へ交付	R4.9	R5.3
12	令和4年度標津町事業継続緊急支援金	9,800	9,800	①コロナ禍における原油・物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、事業継続のための給付金を支給する。 ②次のいずれかに該当する事業者 ・北海道事業者等事業継続緊急支援金の対象事業者 ・R3年11月～R4年10月のいずれかの月の売上が、H30年11月～R2年3月の同月比10%～20%未満減少 ・R3年11月～R4年10月のいずれかの月に購入した事業活動の主要な原材料等の単価がR2年11月～R3年10月のいずれかの月の単価よりも増加 ③全体事業費 9,800,000円 ・100,000円×62事業所 =6,200,000円 ・50,000円×72事業所 =3,600,000円 ④要件を満たす町内事業者	R4.9	R5.3
13	福祉施設サービス提供体制維持支援事業	3,190	3,190	①コロナ禍においてエネルギー・物価高騰等の影響を受ける町内の介護及び障がい福祉サービス等事業者に給付金を支給し、事業継続並びに経営安定化を支援する。 ②③ 全体事業費 3,190,000円 令和4年9月1日時点で町内に所在する対象施設11件に対し、定員数(施設規模)及び所有車両数に応じて給付金を算出する。 ・定員割 15,000円×196人 =2,940,000円 ・車両割 25,000円×10台 =250,000円 ④町内に所在する介護・障がい福祉サービス事業者	R4.10	R5.3
14	町民の経済的支援のための水道料金減免事業(一般会計繰入事業)	6,820	6,820	①コロナ禍においてエネルギー・物価高騰等の影響を受ける町民を経済的に支援するため、水道料金のうち基本料金について、3ヵ月間(10～12月分)の減免を行う。 ②減免となる水道料金について、簡水特別会計へそれぞれ減免分を一般会計から繰入する。 ③全体事業費 6,820,000円 ・対象見込数1,700件×3ヵ月(10～12月) ④水道使用契約を結ぶ一般世帯(事業所等除く)	R4.10	R4.12

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画関連資料

【別紙様式】

	標津町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。		
事業名	標津町国民健康保健特別会計(病院事業)への繰出(医療協力金)		
総事業費 (千円)	12,823千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	12,823千円
事業概要	①目的 ・町内唯一の医療機関(歯科診療機関を除く)である標津病院の医療崩壊の回避、院内感染発生防止対策及び新型コロナウイルスの町内流行への備えと経営基盤そのものの強化を図るとともに病院経営を断固として守り抜き、また合わせて、町内外への感染拡大防止を図る観点から、当面の期間において一定の経営規模の縮小について協力体制を敷くもの。 ・経営規模縮小や経営基盤強化をスピード感をもって実施していくうえで、事業継続等に要する協力給付金を影響見込額且つ予算の範囲内で支給する。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 (1)入院病床の使用制限影響額 34,110千円 ・35床ある病床使用を概ね60%(21.0床)に制限する。 ・H30実績(1日25.7床)を平時基準として影響額を算定。 $R4\text{入院医業見込み} / H30\text{入院医業} = \text{約}81.71\%$ $(21.0\text{床} \times 365\text{日}) / (25.7\text{床} \times 365\text{日})$ ・影響見込額 … $186,494\text{千円} \times 18.29\% = 34,110\text{千円}$ (2)外来患者数の受診制限努力分影響額 33,075千円 ・発熱患者の受診制限、薬剤の長期投与による受診回数の低減、電話再診により、来院受診等接触機会を平時の80%程度に低減。 ・H30実績 $243\text{日} \times 101.1\text{人} \times 8,431\text{円} \approx 207,218\text{千円}$ ・R4見込み $243\text{日} \times 85.0\text{人} \times 8,431\text{円} \approx 174,143\text{千円}$ (85.0人 ～ 1日の外来見込数) ・影響見込額… $207,218\text{千円} - 174,143\text{千円} = 33,075\text{千円}$ ●影響額合計 67,185千円 ③交付対象 1)交付対象者 標津町国民健康保険標津病院 2)交付対象者の選定理由・選定方法 「①目的」のとおり ④期待される効果 院内感染防止、コロナウイルスやその他の疾病への医療行為の基盤強化		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	I-3. 医療提供体制の強化		

※本資料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の申請において、事前の公表が必要と位置付けられているものであります。

※本来であれば、当該交付金の計画の承認及び標津町議会の議決後に公表すべきものであるが、前述の事情に鑑み本資料を公表することで対応するものです。

※このため、計画の承認及び町議会議決のいずれかが成立しない場合は、本事業の一部または全部を実施しない場合があります。

※事業概要は状況に応じ変更となる場合があります。